

通院特約 目次

1. 総則

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第4条 被保険者の範囲
- 第5条 妻および子の通院給付日額

2. 通院給付金の支払い・特約保険料の払込免除

- 第6条 通院給付金の支払い
- 第7条 特約保険料の払込免除
- 第8条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

3. 通院給付金を支払わない場合（免責事由）

- 第9条

4. 告知義務・告知義務違反による解除

- 第10条 告知義務
- 第11条 告知義務違反による解除
- 第12条 告知義務違反による解除を行わない場合

5. 重大事由による解除

- 第13条

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

- 第14条 特約保険料の払込み
- 第15条 特約保険料の立替え
- 第16条 特約の失効および同時消滅

7. 特約の復活

- 第17条

8. 特約内容の変更

- 第18条 通院給付日額の減額
- 第19条 通院給付日額の増額
- 第20条 特約の復旧
- 第21条 被保険者の型の変更
- 第22条 通院給付金の受取人の変更

9. 特約の解約・解約返戻金額

- 第23条 特約の解約
- 第24条 解約返戻金額
- 第25条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

- 第26条

11. 請求手続き

- 第27条

12. 主約款の準用

- 第28条

13. 特則

- 第29条 中途付加の場合の特則
- 第30条 特別条件特約付加の場合の特則
- 第31条 主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則
- 第32条 主契約が5年ごと利差配当付終身保険等の場合の特則
- 第33条 主契約が生存給付金付通増年金収入保障保険等の場合の特則
- 第34条 主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等の場合の特則
- 第35条 主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則
- 第36条 主契約が変額保険(終身型)等の場合の特則
- 第37条 主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等の場合の特則
- 第38条 主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則
- 第39条 主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則
- 第40条 主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則
- 第41条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則

通院特約

1. 総則

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、災害入院特約(01)および疾病医療特約(01)とあわせて主契約に付加して締結します。

第2条（特約の責任開始期）

この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、この特約の責任開始期後この特約の被保険者となった者については、その時から責任を負います。

第3条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社の取扱範囲内で定めます。

第4条（被保険者の範囲）

① この特約の被保険者の範囲は、主契約に付加されている災害入院特約(01)および疾病医療特約(01)に共通する範囲内とし、被保険者の型^[1]に応じて、次表に定めるところによります。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者
本人・妻子型	主契約の被保険者 妻 子
本人・妻型	主契約の被保険者 妻
本人・子型	主契約の被保険者 子

② この特約において「妻」および「子」とは、次表に定める者をいいます。

1. 妻	主契約の被保険者と同一戸籍にその妻として記載されている者
2. 子	主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満20歳 ^[2] 未満の者

③ この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合には、次に定めるところによります。

- この特約の責任開始期に前項に該当している者はこの特約の責任開始期から、この特約の責任開始期後に前項に該当するにいたった者はその時から、それぞれこの特約の被保険者となります。
- 前項に定める妻または子は、この特約の責任開始期後、次のいずれかに該当した場合には、その時からこの特約の被保険者でなくなります。
 - 戸籍上の異動により妻または子に該当しなくなった場合
 - 子が満20歳^[2]に達する日の直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日をむかえた場合

④ 前項第2号により妻または子が存在しなくなったときは、保険契約者は、この特約の被保険者の型の変更を請求することができます。請求がないときは、この特約は従前の被保険者の型のままとします。

第5条（妻および子の通院給付日額）

- この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合、妻または子の通院給付日額は、主契約の被保険者の通院給付日額に6割を乗じて得た金額とします。
- 妻または子の通院給付日額は、主契約の被保険者の通院給付日額が変更されたときは、同時に同じ割合で変更されます。

第4条補則

[1] この特約の締結または被保険者の型の変更の際に、保険契約者が会社の取扱範囲内で選択した特約の型をいいます。以下同じ。

[2] 誕生日から起算した満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てるものとします。

2. 通院給付金の支払い・特約保険料の払込免除

第6条（通院給付金の支払い）

① 次表に定めるところにより、通院給付金をその被保険者に支払います。

1. 支払理由	この特約の被保険者がこの特約の保険期間中に次の条件をすべて満たす通院をしたときに支払います。 イ. 次の(1)および(2)をともに満たす入院（以下「入院」といいます。）の退院日の翌日から起算して120日以内の期間（以下「通院期間」といいます。）の通院 ^[1] であること (1) その被保険者の責任開始期 ^[2] 以後に発生した ^[3] 傷害または疾病を直接の原因とする入院 (2) 主契約に付加されている災害入院特約(01)または疾病医療特約(01)（以下本条において「災害入院特約(01)等」といいます。）における災害入院給付金または疾病入院給付金（以下「入院給付金」といいます。）の支払われる入院 ロ. 前イに定める入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とした通院 ^[4] であること ハ. 病院または診療所等 ^[5] への通院であること
2. 支払額	次に定める金額を支払います。 通院給付日額 ^[6] ×（通院期間内の通院日数）
3. 給付限度	通院給付金の支払いには、各被保険者についてそれぞれ次の限度があります。 イ. 1回の入院 ^[7] のその通院についての給付限度 30日分の支払いを限度とします。 ロ. 通算給付限度 ^[8] 700日分の支払いを限度とします。 ^[9]

② この特約の被保険者が、その被保険者の責任開始期^[2]前に発病した疾病を直接の原因として入院したときは、次に定めるところによります。

- この特約の締結の際^[10]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で、その入院をその被保険者の責任開始期^[2]以後に発病した疾病を直接の原因とする入院とみなして前項を適用します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかつたときを除きます。
- その疾病について、その被保険者の責任開始期^[2]前に、その被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、その入院をその被保険者の責任開始期^[2]以後に発病した疾病を直接の原因とする入院とみなして前項を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者、主契約の被保険者またはその被保険者が認識または自覚していたときを除きます。

③ 次のいずれかの時以前に開始した通院期間がその時以後も継続している場合は、その通院期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。

- この特約の保険期間満了の時
- 主契約の保険金等の支払いによりこの特約が消滅した時

補 則 欄

第6条補則

- 「通院」とは、医師による治療または柔道整復師による施術（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関する施術に限り、以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療または施術が困難なため、病院または診療所等において、医師による治療または柔道整復師による施術を入院によらないで受けること（ただし、往診を含みます。）をいいます。
- この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始期とし、復旧または通院給付日額の増額の際の通院給付日額の増額部分については、その際の責任開始期とします。
- この特約の被保険者の責任開始の日から起算して2年を経過した後に開始した入院については、その被保険者の責任開始期以後に発生した原因による入院とみなします。
- 「治療を目的とした通院」には、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは該当しません。
- 「病院または診療所等」とは、次のいずれかに該当する施設とします。
 - 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
 - 柔道整復師法に定める日本国内にある施術所
 - 前1. および2. と同等の日本国外にある医療施設
- 第1号に定める通院中に通院給付日額が減額されたときは、各日現在の通院給付日額にもとづいて通院給付金額を計算します。
- 災害入院特約(01)等の定めにより1回の入院とみなされる場合を含みます。
- この特約の通院給付金が支払われるすべての通院日数を通算した限度をいいます。
- この特約の被保険者の型が変更されたときは、変更前の支払日数を含めます。
- この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際とし、復旧または通院給付日額の増額の際の通院給付日額の増額部分および被保険者の型の変更の際の新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分については、その際とします。

3. この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合に、妻または子の通院期間中に主契約の被保険者の通院給付金が通算して700日支払われたことによりこの特約が消滅した時
4. この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合に、妻または子の通院期間中に災害入院特約(01)等における主契約の被保険者の入院給付金が通算して1000日支払われたことによりこの特約が消滅した時
5. この特約が本人・妻子型または本人・子型の場合に、子の通院期間中にその子が第4条（被保険者の範囲）第3項第2号口によりこの特約の被保険者でなくなった時。ただし、この特約が第1号から前号まで以外の理由により消滅したときまたはこの特約の被保険者の型が変更されその子がこの特約の被保険者でなくなったときは、その消滅時または変更時以後の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなしません。
- ④ 次のいずれかの時以前に開始した第1項第1号イに定める入院がその時以後も継続している場合には、その入院の退院後の通院期間中の通院をこの特約の保険期間中の通院とみなします。
 1. この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合に、妻または子の入院中に主契約の被保険者の通院給付金が通算して700日支払われたことによりこの特約が消滅した時
 2. 災害入院特約(01)等における主契約の被保険者の入院給付金が通算して1000日支払われたことによりこの特約が消滅した時。ただし、この特約が本人・妻子型、本人・妻型または本人・子型の場合に、妻または子の入院中に災害入院特約(01)における主契約の被保険者の災害入院給付金が通算して1000日支払われたときは、災害入院特約(01)の定めにより、災害入院特約(01)の消滅時以後も継続している入院がその特約の保険期間中の入院とみなされるときに限ります。
 3. 災害入院特約(01)等の保険期間の満了または主契約の保険金等の支払いによりこの特約が消滅した時。ただし、災害入院特約(01)等の定めにより、災害入院特約(01)等の消滅時以後も継続している入院がその特約の保険期間中の入院とみなされるときに限ります。
 4. この特約が本人・妻子型または本人・子型の場合に、子の入院中にその子が第4条（被保険者の範囲）第3項第2号口によりこの特約の被保険者でなくなった時。ただし、その時以後も継続しているその子の入院が、災害入院特約(01)等の定めにより、その特約の保険期間中の入院とみなされるときに限ります。
- ⑤ 次の場合、通院給付金は重複して支払いません。
 1. 同一の被保険者が同一の日に2回以上第1項第1号に定める通院をしたとき^[11]
 2. 同一の被保険者が2以上の傷害または疾病の治療を目的とした1回の通院をしたとき
- ⑥ この特約の被保険者が、その被保険者について入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否にかかわらず、通院給付金は支払いません。
- ⑦ 同一の被保険者が第1項第1号イに定める入院を2回以上した場合で、災害入院特約(01)等の定めにより継続した1回の入院とみなされる入院については、次に定めるところによります。
 1. 2回以上の入院のうち最後の入院の退院日^[12]を第1項第1号に定める退院日として取り扱います。
 2. 前号の場合、最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、その入院開始の直接の原因の治療を目的として通院した場合は、その通院については、通院期間中の通院とみなします。
- ⑧ この特約の被保険者が傷害または疾病を直接の原因として入院を開始したときまたはその入院中に、異なる傷害または疾病を併発したとき^[13]は次に定めるところによります。
 1. その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。
 2. 併発した傷害または疾病による入院の直接の原因の治療を目的とする通院について、本条を適用し、通院給付金を支払います。
 3. 支払日数の限度は、それぞれの入院と同一の原因の治療を目的とした通院につき、それぞれ30日とします。ただし、疾病医療特約(01)の定めにより、入院開始の直接の原因となった疾病により継続した入院とみなされる場合はこの限りではありません。
- ⑨ 第1項にかかわらず、この特約が本人型の場合、保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のときは、通院給付金をその法人に支払います。

第7条（特約保険料の払込免除）

- ① 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除の理由が生じたときは、主契約の保険料払込免除の取扱いに準じてこの特約の保険料の払込みを免除します。
- ② この特約の保険料の払込みを免除した後は、次の取扱いを行いません。
 1. 通院給付日額の減額および増額



第6条補則

[11] この場合、1回の通院とみなして取り扱います。

[12] 1回の入院の入院給付金が支払われた日数が継続した1回の入院についての入院給付金の給付限度をこえる場合は、その支払日数がその入院の入院給付金の給付限度となる日を含んだ入院の退院日とします。

[13] 併発したそれぞれの傷害または疾病について入院の必要がある場合に限りします。

2. 特約の復旧
3. 被保険者の型の変更

第8条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

この特約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により通院した場合に、これらの理由により通院をしたこの特約の被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、通院給付金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

3. 通院給付金を支払わない場合（免責事由）

第9条

この特約の被保険者が次のいずれかにより通院をしたときは、通院給付金を支払いません。

1. その被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. その被保険者の薬物依存^[1]
3. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）

4. 告知義務・告知義務違反による解除

第10条（告知義務）

この特約の締結、復活、復旧、通院給付日額の増額または被保険者の型の変更の際、会社が告知書で質問した通院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または主契約の被保険者はその告知書により告知してください。ただし、医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第11条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、この特約^[1]を将来に向かって解除することができます。
- ② 通院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約^[1]を解除することができます。この場合には、通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。^[2] ただし、通院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、通院給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- ③ 本条によるこの特約^[1]の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者に通知します。
- ④ 本条によりこの特約^[1]を解除したときは、この特約^[1]の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第12条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条によるこの特約の解除を行いません。
 1. この特約の締結、復活、復旧、通院給付日額の増額または被保険者の型の変更の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または主契約の被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき

補 則 欄

第9条補則

[1]平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

第11条補則

[1]この特約の復旧または通院給付日額の増額が行われた場合には、その際の通院給付日額の増額部分とし、被保険者の型の変更の場合には、新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分とします。
[2]すでに通院給付金を支払っていたときは通院給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

5. この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して、2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始の日^[1]から起算して2年以内に、解除の原因となる事実にもとづいて、通院給付金の支払理由または保険料の払込免除の理由が生じた場合は、この特約が、この特約の責任開始の日^[1]から起算して5年をこえて有効に継続したとき。
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または主契約の被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

5. 重大事由による解除

第13条

- ① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者またはこの特約の被保険者が、この特約の通院給付金 ^[1] を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[2] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この特約の通院給付金 ^[1] の請求に関し、この特約の被保険者 ^[3] が詐欺行為 ^[2] をしたとき
3. 反社会的勢力	保険契約者またはこの特約の被保険者が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 ^[4] に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力 ^[4] に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力 ^[4] を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力 ^[4] がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力 ^[4] と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 前号までと同等の事由	保険契約者またはこの特約の被保険者に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき ^[5]

- ② 通院給付金の支払理由^[6]が生じた後でも、会社は、前項によりこの特約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由^[6]による通院給付金の支払い^[1]を行いません。^[7]
- ③ 本条によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者等の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主契約の被保険者に通知します。
- ④ 本条によりこの特約を解除したときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

6. 特約保険料の払込み・特約の失効および同時消滅

第14条（特約保険料の払込み）

- ① この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料の前納および一括払いの場合も同様とします。^[1]
- ② この特約と主契約の保険料払込期間が異なるときは、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料は、主契



補 則 欄



第12条補則

[1] この特約が復活または復旧された場合には、最後の復活または復旧の際の責任開始の日とし、復旧または通院給付日額の増額の際の通院給付日額の増額部分および被保険者の型の変更の際の新たにこの特約の被保険者となる者に関する部分については、その際の責任開始の日とします。

第13条補則

- [1] 保険料の払込免除を含みます。
- [2] 未遂を含みます。
- [3] 保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者としてします。
- [4] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- [5] 例えば、他の保険契約との重複によって、この特約の被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること等により、第4号の事由に該当することがあります。
- [6] 保険料の払込免除の理由を含みます。
- [7] すでに通院給付金を支払っていたときは通院給付金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

第14条補則

[1] この特約の保険料を一括して払い込むときは、主約款および主契約に付加されている他の特約の保険料一括払いの規定にかかわらず、会社の定める割合で特約保険料を割り引きます。

約の保険料払込期間中に前納してください。この場合、次に定めるところによります。

1. 主契約の保険料払込期間満了の日の翌日から2か月間を猶予期間として、主約款に定める猶予期間中に保険事故等が生じた場合の取扱いに準じて取り扱います。
2. この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
- ③ 主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その猶予期間満了の日の翌日に将来に向かって解約されたものとしします。
- ④ 払込期月に対応する保険料^[2]が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに通院給付金の支払理由が生じたときは、未払込みの保険料^[2]を通院給付金から差し引きます。
- ⑤ 前項の場合に会社の支払う金額が未払込みの保険料^[2]に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了の日までに未払込みの保険料^[2]を払い込んでください。この場合に払込みがないときは、この特約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失ったものとし、通院給付金を支払いません。

第15条（特約保険料の立替え）

- ① 猶予期間中に主契約およびこの特約の保険料が払い込まれないときは、主契約の保険料の立替えの取扱いに準じて、主契約およびこの特約の保険料の合計額について立替えの取扱いを行います。この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。
- ② 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後のこの特約の保険料については、立替えの取扱いを行いません。

第16条（特約の失効および同時消滅）

- ① 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合、保険契約者は、主契約の解約返戻金とあわせてこの特約の解約返戻金を請求することができます。
- ② 次の場合、この特約は同時に消滅します。
 1. 主契約の消滅
この場合、次表に定めるところによります。

イ. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
ロ. 主契約の保険料積立金が支払われるとき	この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。
 2. 主契約の払済保険または延長保険への変更
この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。
 3. 災害入院特約(01)または疾病医療特約(01)の消滅
この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ③ この特約による主契約の被保険者の通院給付金が通算して700日支払われたときは、その700日目の翌日からこの特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ④ 疾病医療特約(01)における主契約の被保険者の疾病入院給付金が通算して1000日支払われたときは、その1000日目の翌日からこの特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

7. 特約の復活

第17条

- ① 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- ② この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いを行います。

8. 特約内容の変更

第18条（通院給付日額の減額）

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって、主契約の被保険者の通院給付日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の通院給付日額が会社の定める金額を下回る減額はできません。
- ② 疾病医療特約(01)における主契約の被保険者の疾病入院給付日額が減額され、主契約の被保険者の通院給付日額が会社の定める限度をこえるにいたったときは、主契約の被保険者の通院給付日額を会社の定める限度まで減額します。
- ③ 通院給付日額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとし、その部分に対する解約返戻金を保険契約者に支払います。



第14条補則

[2]主契約、主契約に付加されている特約およびこの特約の保険料の合計額をいいます。

第19条（通院給付日額の増額）

- ① 保険契約者は、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約の被保険者の通院給付日額を増額することができます。
- ② 会社が通院給付日額の増額を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から通院給付日額の増額部分について責任を負います。
 1. 会社の定める金額を受け取った時
 2. 告知が行われた時

第20条（特約の復旧）

- ① 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- ② この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いを行います。

第21条（被保険者の型の変更）

- ① 保険契約者は、会社の承諾を得て、災害入院特約(01)および疾病医療特約(01)に共通する被保険者の範囲内で、この特約の被保険者の型を変更することができます。ただし、災害入院特約(01)または疾病医療特約(01)の被保険者の型が変更された場合は、この特約の被保険者の型についても、会社の定める方法で変更することがあります。
- ② 会社が被保険者の型の変更を承諾したときは、次表に定める時から変更の効力が生じます。

1. 被保険者の範囲が狭くなる変更の場合	会社が承諾した時
2. 前号以外の場合	次のいずれか遅い時 ^[1] イ. 会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時

- ③ 被保険者の型の変更によりこの特約の被保険者でなくなる者に関する部分については、解約されたものとします。この場合、変更前と変更後の解約返戻金の差額および会社の定める金額を保険契約者に支払います。
- ④ 被保険者の型の変更により新たにこの特約の被保険者となる者については、変更の効力が生じる時から責任を負います。

第22条（通院給付金の受取人の変更）

通院給付金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。

9. 特約の解約・解約返戻金額

第23条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第24条（解約返戻金額）

- ① この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて、主約款に定めるところにより保険契約者に通知します。
- ② 主契約において保険契約者に対する貸付けを行うときは、この特約の保険料が一時払いの場合を除き、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算します。

第25条（債権者等による解約の効力等）

債権者等によるこの特約の解約に際しては、主約款に準じて取り扱います。

10. 社員配当金

第26条

- ① この特約の締結日から起算して所定の期間を経過したことその他の所定の要件を満たす場合、この特約の社員配当金を割り当てることがあります。
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。



第21条補則

[1] 会社の定める金額の払込みを要しない場合は、告知が行われた時とします。

11. 請求手続き

第27条

この特約にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。

1. 通院給付金等の支払金の支払い
2. 特約内容の変更

12. 主約款の準用

第28条

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

13. 特則

第29条（中途付加の場合の特則）

① 主契約締結後においても、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、災害入院特約(01)および疾病医療特約(01)とあわせてこの特約を締結します。また、すでに災害入院特約(01)および疾病医療特約(01)が付加されている主契約または新災害入院特約(87)および新疾病医療特約(87)が付加されている主契約について、保険契約者から申出があり会社が承諾したときは、この特約を締結します。これらの場合、この特約を締結することを、「中途付加」といいます。

② 中途付加は、次表に定めるところにより取り扱います。

1. 責任開始期	会社は、中途付加を承諾した場合には、次のいずれか遅い時からこの特約における責任を負います。この場合、この特約の責任開始の日を「中途付加日」とします。 イ. この特約の第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時 ロ. 告知が行われた時
2. 保険料の計算	この特約の保険料は、中途付加日の直前の、主契約の契約日の年単位の応当日 ^[1] における主契約の被保険者の年齢により計算します。

③ この特約が、すでに新災害入院特約(87)および新疾病医療特約(87)が付加されている主契約に中途付加されたときは、次に定めるところによります。

1. この特約の定め適用に際しては、「災害入院特約(01)」を「新災害入院特約(87)」と、「疾病医療特約(01)」を「新疾病医療特約(87)」と、「1000日」を「700日」と読み替えます。
2. 第21条（被保険者の型の変更）の適用に際しては、「被保険者の型が変更された場合」を「型が変更された場合」と読み替えます。

第30条（特別条件特約付加の場合の特則）

特別条件特約に定める特定部位不支払方法をこの特約に適用する場合、主契約の被保険者が会社指定の期間中に行った入院後の通院に関しては、次に定めるところによります。

1. 特定部位に生じた疾病^{[1][2]}の治療を目的とする通院については、通院給付金を支払いません。
2. 前号の通院であっても、通院期間が会社指定の期間の満了日を含んでいる場合、会社指定の期間中の入院に対して疾病入院給付金が支払われるときは、前号にかかわらず、その満了日の翌日からの通院については、第6条（通院給付金の支払い）を適用し、通院給付金を支払います。
3. 疾病医療特約(01)の定めにより、特定部位以外の部位に生じた疾病^[1]を併発した場合で、その併発日以降の入院に対して疾病入院給付金が支払われるときは、その併発した疾病の治療を目的とした通院については、第1号にか

補 則 欄

第27条補則

[1]請求権者であることを証する書類、通院給付金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

第29条補則

[1]中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日とします。

第30条補則

[1]疾病医療特約(01)の定めにより疾病によるものとみなされる場合を含みます。

[2]特別条件特約に定める感染症を除きます。

かわらず、第6条（通院給付金の支払い）を適用し、通院給付金を支払います。

第31条（主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付定期保険または定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

イ. 特別保険料領収方法が適用されている場合	更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における主契約の被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
ロ. 特定部位不支払方法が適用されている場合	(1) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了しているとき 更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。 (2) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了していないとき 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

2. 前号にかかわらず、次の場合、この特約は更新されません。
 - イ. 主契約に付加されている災害入院特約(01)または疾病医療特約(01)が更新されないとき
 - ロ. 更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
 3. 更新後の主契約の保険期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、更新後のこの特約の保険期間は、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。
 4. この特約が更新されたときは、通院給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
 5. 第2号口によりこの特約が更新されず、かつ、第2号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、通院給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
 6. この特約の保険料が一時払いの場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - イ. この特約の保険料の払込みを要します。
 - ロ. この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。
- ② この特約が5年ごと利差配当付増定期保険に付加されているときは、第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の払済保険または延長保険への変更」を「主契約の払済養老保険への変更」と読み替えます。

第32条（主契約が5年ごと利差配当付終身保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に付加されているときは、主約款にかかわらず、この特約の保険料についてステップ保険料払込方式は取り扱いません。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - イ. 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時までの期間^[1]に変更の請求があったものとします。
 - ロ. 第6条（通院給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のとき」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人のとき」と読み替えます。
 - ハ. 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - 二. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[2]
 2. 主契約の全部を介護保障に移行する場合または主契約の全部を年金支払いおよび介護保障に移行する場合
 - イ. 介護保障移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、介護保障移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[2]
 3. 主契約の一部を移行する場合



第32条補則

[1] 年金支払期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間とします。

[2] この特約が5年ごと利差配当付終身保険に付加されているときを除きます。

- イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。^[2]
- ③ 前項第1号において、主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険から変更されたものであって、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されているときには、次に定めるところによります。
- 1. 第4条（被保険者の範囲）第2項から第30条（特別条件特約付加の場合の特則）までおよび前項第1号ハの適用に際しては、「主契約の被保険者」を「夫婦年金支払移行特約におけるこの特約の被保険者」と読み替えます。
 - 2. 主契約の被保険者の生存中に、離婚または婚姻の取消しにより、夫婦年金支払移行特約におけるこの特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者でなくなったときも、この特約は同時に消滅します。

第33条（主契約が生存給付金付通増年金収入保障保険等の場合の特則）

この特約が生存給付金付通増年金収入保障保険、通増年金収入保障保険（養老保険型）または通増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）に付加されている場合、主契約の死亡保険金または高度障害保険金の支払理由が生じたときは、この特約も同時に消滅します。

第34条（主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)、新個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
- 1. 第6条（通院給付金の支払い）の適用に際しては、「満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
 - 2. 主契約の被保険者が年金支払開始日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - 3. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「払済年金保険」と読み替えます。
 - 4. 主契約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または個人年金保険(93)の場合、第6条（通院給付金の支払い）の適用に際しては、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)、新個人年金保険もしくは個人年金保険に保証期間付終身年金移行特約、夫婦年金移行特約もしくは介護年金保障移行特約が付加されたときまたは5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)もしくは新個人年金保険が主約款に定めるところにより年金支払開始日に1または2以上の年金の種類等に変更されたときは、次に定めるところによります。
- 1. 主契約の全部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
 - イ. この特約の保険期間は、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。
 - ロ. この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]
 - ハ. 主契約の全部を介護年金保障に移行した場合、その移行部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
 - 2. 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いもしくは介護年金保障に移行する場合または主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合
 - イ. この特約の保険期間は、次のとおりとします。
 - (1) 主契約の一部を保証期間付終身年金の支払い、夫婦年金支払いまたは介護年金保障に移行する場合
主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。
 - (2) 主契約を年金支払開始日に2以上の年金の種類等に変更する場合
 - a. 一部の年金部分を保証期間付終身年金とする2以上の年金の種類等に変更するときは、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日までの期間に変更があったものとします。
 - b. 2以上の確定年金または有期年金のみに変更するときは、変更後の年金部分のうち年金支払期間が最も長い年金部分の年金支払期間満了時^[2]までの期間に変更があったものとします。
 - ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち次の年金部分の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。この場合、該当する年金部分が2以上あるときは、(1)から(4)までにおいては保証期



第34条補則

- [1] この特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加されているときを除きます。
- [2] 年金支払期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日とします。

間、(5)においては年金支払期間が最も長い年金部分^[3]の社員配当金の取扱いに準じて、その年金部分の社員配当金に加えて支払います。^[1]

- (1) 夫婦年金支払いに移行した部分がある場合
夫婦年金支払いに移行した部分
- (2) 前(1)以外の場合で、逓増年金型の保証期間付終身年金部分^[4]がある場合
逓増年金型の保証期間付終身年金部分^[4]
- (3) 前(1)または(2)以外の場合で、定額年金型の保証期間付終身年金部分^[4]がある場合
定額年金型の保証期間付終身年金部分^[4]
- (4) 前(1)から(3)まで以外の場合で、介護年金保障移行部分がある場合
介護年金保障移行部分
- (5) 前(1)から(4)まで以外の場合
確定年金部分または有期年金部分

ハ。前口に定める年金部分が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

- ③ 前項によりこの特約の契約内容が変更されることに伴う保険料積立金の精算金があるときは、年金支払開始日に主契約の保険料積立金に充当して基本年金額を増額します。

第35条（主契約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、5年ごと利差配当付新生存給付金付定期保険または新生存給付金付定期保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の婚姻時の特別取扱いの際は、この特約の被保険者についても同時に変更の請求があったものとします。
 2. この特約の被保険者の変更を承諾したときは、主契約の婚姻時の特別取扱いの取扱いに準じて、この特約の被保険者の変更の取扱いを行います。
 3. 主契約の婚姻時の特別取扱いの際に同時にこの特約の被保険者の型が変更され、変更前の主契約の被保険者が妻としてこの特約の被保険者となるときは、その妻については被保険者の型の変更前からこの特約の被保険者であったものとします。
 4. 第6条（通院給付金の支払い）および第12条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては、「復活または復旧された場合」を「復活もしくは復旧され、または婚姻時の特別取扱いが行われた場合」と、「復活または復旧の際」を「復活もしくは復旧または婚姻時の特別取扱いの際」と読み替えます。
 5. 第10条（告知義務）および第12条（告知義務違反による解除を行わない場合）の適用に際しては、「通院給付日額の増額または被保険者の型の変更」を「通院給付日額の増額、被保険者の型の変更または婚姻時の特別取扱い」と読み替えます。
- ② この特約が5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)に付加されているときは、次に定めるところによります。
 1. 主契約の更新に際しては、この特約は主契約とともに更新されます。この場合、この特約に特別条件特約が付加されているときは、次表に定めるところによります。

イ。特別保険料領収方法が適用されている場合	更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとし、更新後のこの特約の特別保険料は、更新日における主契約の被保険者の年齢および更新後のこの特約の保険期間にもとづいて計算します。
ロ。特定部位不支払方法が適用されている場合	(1) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了しているとき 更新後のこの特約には更新前の特定部位不支払方法は適用されません。 (2) 主契約の保険期間満了の前までに会社指定の期間が満了していないとき 更新前のこの特約と同一の条件を付加して更新するものとします。

2. 前号にかかわらず、次の場合、この特約は更新されません。
 - イ。主契約に付加されている災害入院特約(01)または疾病医療特約(01)が更新されないとき
 - ロ。更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないとき
3. この特約が更新されたときは、通院給付金の支払いに際しては、更新前と更新後のこの特約の保険期間は継続されたものとします。
4. 第2号ロによりこの特約が更新されず、かつ、第2号イに該当しないときは、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、会社が定める同様の特約を更新時に付加します。この場合、通院給付金の支払いに際しては、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。
5. この特約の保険料が一時払いの場合で、更新時に主契約の保険料の払込みが免除されているときは、次のとおり取り扱います。
 - イ。この特約の保険料の払込みを要します。



第34条補則

[3] 確定年金部分と有期年金部分の年金支払期間が同じときは有期年金部分とします。

[4] 保証期間付終身年金の支払いに移行した部分を含みます。

- ロ. この特約の保険料は、主契約の更新日の属する払込期月に払い込まれたものとして取り扱う主契約の保険料の猶予期間満了の日までに払い込んでください。

第36条（主契約が変額保険（終身型）等の場合の特則）

この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の保険料積立金」を「主契約の積立金」と、「主契約の払済保険または延長保険への変更」を「主契約の自動延長保険、払済保険または延長保険への変更」と読み替えます。
2. 主契約において保険契約者に対する貸付けを行うときは、第24条（解約返戻金額）にかかわらず、この特約の解約返戻金は主契約の解約返戻金に加算しません。
3. 主契約が変額保険（終身型）の場合、主契約に年金支払移行特約または夫婦年金支払移行特約が付加されたときは、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約の全部を年金支払いに移行する場合
 - (1) 年金の種類が確定年金のとき、この特約の保険期間は、年金支払期間満了時^[1]までの期間に変更の請求があったものとしします。
 - (2) 第6条（通院給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のとき」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人のとき」と読み替えます。
 - (3) 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
 - (4) この特約の社員配当金は、移行部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行部分の社員配当金に加えて支払います。
 - ロ. 主契約の一部を年金支払いに移行する場合
 - (1) 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
 - (2) この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
4. この特約については、特別勘定による運用はしません。

第37条（主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険等の場合の特則）

この特約が5年ごと利差配当付連生終身保険または連生終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第4条（被保険者の範囲）にかかわらず、この特約の被保険者の範囲は、主契約に付加されている災害入院特約(01)および疾病医療特約(01)に共通する被保険者の範囲内とし、被保険者の型に応じて、次表に定めるところによります。

被保険者の型	被保険者の範囲
本人型	主契約の被保険者のうち保険契約者の指定した者
本人・子型	主契約の被保険者のうち保険契約者の指定した者 子

2. 第4条（被保険者の範囲）第2項から第30条（特別条件特約付加の場合の特則）までのこの特約の定め適用に際しては、「主契約の被保険者」を「主契約におけるこの特約の被保険者」と読み替えます。
3. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「払済保険または延長保険」を「連生払済保険または連生延長保険」と読み替えます。
4. この特約の被保険者以外の被保険者について主契約の保険金が支払われるときは、この特約は主契約と同時に消滅するものとし、保険料積立金をその保険金の受取人に支払います。
5. 主契約が5年ごと利差配当付連生終身保険または終身保険に変更された場合、主契約におけるこの特約の被保険者が、5年ごと利差配当付連生終身保険または終身保険の被保険者でないときは、この特約は解約されたものとしします。
6. 主約款に定める保険契約消滅時の特別取扱いを行うときは、主約款に準じて、この特約を災害入院特約(01)および疾病医療特約(01)とあわせて締結することがあります。ただし、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約消滅前に付加されていたこの特約に特別条件特約が付加されていたときは、この特約の締結は行いません。ただし、特定部位不支払方法のみが適用されていた場合で、会社指定の期間が満了しているときを除きます。
 - ロ. この取扱時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取り扱っていないときは、会社が定める同様の特約を



第36条補則

- [1] 年金支払期間満了日の翌日における主契約の被保険者の契約後の年齢が81歳以上になるときは、主契約の被保険者の契約後の年齢が80歳に達する日の前日としします。

締結します。

7. この特約が付加されている主契約が5年ごと利差配当付終身保険または終身保険に変更され、かつその変更と同時に夫婦年金支払移行特約が付加されたときにおいて、5年ごと利差配当付終身保険契約または終身保険契約の全部を年金支払いに移行する場合には、第5号にかかわらず、主契約におけるこの特約の被保険者が夫婦年金支払移行特約の被保険者となるときに限り、この特約はそのまま継続します。

第38条（主契約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険等の場合の特則）

- ① この特約が5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険または5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
1. 主契約の介護年金が支払われたときは、第1回介護年金の支払理由発生時に、この特約は消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。
 2. 第6条（通院給付金の支払い）の適用に際しては、「死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）」を「死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人を含めます。）」と読み替えます。
- ② この特約が付加されている5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険に年金支払移行特約が付加されたときは、前項にかかわらず、次に定めるところによります。
1. 第6条（通院給付金の支払い）の適用に際しては、「保険契約者ならびに主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人を含めます。）および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人を含めます。）が同一法人のとき」を「年金受取人（年金の一部の受取人を含めます。）が法人のとき」と読み替えます。
 2. 主契約の被保険者が第1回年金支払日以後に死亡したときも、この特約は同時に消滅します。
- ③ 主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約またはがん保障保険料払込免除特約が付加されているときは、第1項第1号を次のとおり読み替えます。
1. 主契約の介護年金が支払われたときは、次に定めるところによります。
 - イ. この特約の保険期間満了の日が主契約の介護年金支払期間満了の日をこえるときは、この特約の保険期間は、主契約の介護年金支払期間満了の日の直前の契約日の年単位の応当日の前日までの期間に変更の請求があったものとしします。
 - ロ. 前イにかかわらず、第1回の介護年金の支払理由発生時以後にこの特約の保険料の払込みが必要な場合は、この特約は第1回介護年金の支払理由発生時に消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を第1回の介護年金とあわせて主契約の介護年金の受取人に支払います。

第39条（主契約が毎期精算配当付自由保険等の場合の特則）

この特約が毎期精算配当付自由保険、定期保険、災害倍額保障・定期付養老保険、定期付養老保険「しあわせの保険」、災害倍額保障・祝金付特別終身保険「長寿保険」、祝金付特別終身保険「長寿保険」、逓増年金収入保障保険（養老保険型）、逓増年金収入保障保険（祝金付終身保険型）、生存給付金付逓増年金収入保障保険、生存給付金付終身保険「新長寿保険」、個人年金保険、終身保険、新生存給付金付定期保険、新個人年金保険、変額保険（終身型）、変額保険（有期型）、連生終身保険または個人年金保険(93)に付加されているときは、第26条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第26条

- ① この特約の社員配当金は、主契約の社員配当金の取扱いに準じて支払います。
- ② 前項にかかわらず、この特約の保険期間が満了するときは、次に定めるところによります。
1. この特約の保険期間が満了する事業年度の直前の事業年度末に、主契約の社員配当金の割当てに準じて、この特約に対する社員配当金を割り当てます。
 2. 前号により割り当てた社員配当金は、主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。

第40条（主契約に保険料払込免除特約等が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約または保険料払込免除特約(15)が付加されているときは、第7条（特約保険料の払込免除）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険料の払込免除」を「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加されている保険料払込免除特約、介護保障保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約もしくは保険料払込免除特約(15)に定める保険料の払込免除」と読み替えます。

第41条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険の場合の特則）

- ① この特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第7条（特約保険料の払込免除）にかかわらず、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、次の払込期月以後のこの特約の保険料の払込みを免除します。
 - イ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、主約款の別表に定めるいずれかの高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）^[2]になったとき
 - ロ. 主契約の責任開始期^[1]以後に発生した主約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に、主約款の別表に定めるいずれかの障害状態（以下「障害状態」といいます。）^[2]になったとき
2. 前号イにかかわらず、主契約の責任開始期^[1]前に発病した疾病を直接の原因として前号イに定める保険料の払込免除の理由に該当したときは、次に定めるところによります。
 - イ. 主契約の締結の際^[3]に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内でこの特約の保険料の払込みを免除します。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - ロ. その疾病について、主契約の責任開始期^[1]前に、主契約の被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、この特約の保険料の払込みを免除します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または主契約の被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
3. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった場合に、戦争その他の変乱により高度障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
4. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により障害状態^[2]になった場合に、これらの理由により障害状態^[2]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
5. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が次のいずれかにより高度障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - イ. 主契約の被保険者または保険契約者の故意
 - ロ. 主契約の被保険者の犯罪行為
6. 第1号にかかわらず、主契約の被保険者が次のいずれかにより障害状態^[2]になったときは、この特約の保険料の払込みを免除しません。
 - イ. 主契約の被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
 - ロ. 主契約の被保険者の犯罪行為
 - ハ. 主契約の被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ニ. 主契約の被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ホ. 主契約の被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ヘ. 主契約の被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
7. 第14条（特約保険料の払込み）第3項および第15条（特約保険料の立替え）は適用しません。
8. 第16条（特約の失効および同時消滅）の適用に際しては、「主契約の保険料積立金」を「主契約の積立金」と読み替えます。
9. 第26条（社員配当金）の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

10. 社員配当金

第26条

- ① 会社は、毎事業年度末に、定款により積み立てた社員配当準備金から、次のいずれかの要件を満たすこの特約に対して、社員配当金を割り当てます。この場合、第3号ロおよび第4号ニに該当する特約については、第3号イならびに第4号イ、ロおよびハに該当する特約に対して割り当てを行った金額を下回る金額とし、第5号に該当する特約についてはこれに準じた金額とします。
 1. 次の事業年度内に、主契約の契約日の3年ごとの年単位の応当日（以下本条において「主契約の3年ごと応当日」といいます。）が到来するとき。ただし、第2号、第4号および第5号による割り当てが行われる場合を除きます。
 2. 次の事業年度内に、主契約の第1保険期間が満了したとき
 3. 次の事業年度内に、主契約が転換以外の次の事由により消滅することによりこの特約が消滅するとき

第41条補則

- [1]主契約が復活された場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。
- [2]主契約の責任開始期前からの障害に、第1項第1号イまたはロに定める原因による障害が加わって該当した高度障害状態または障害状態を含みます。ただし、主契約の責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係のない場合に限りません。
- [3]主契約が復活された場合には、最後の復活の際とします。

- イ. 主契約の給付金の支払理由が生じてこの特約が消滅する場合には、契約日（この特約の中途付加が行われたときは、この特約の中途付加日の直前の主契約の契約日の年単位の応当日。ただし、中途付加日と主契約の契約日の年単位の応当日が一致するときは、中途付加日。以下本条において同じ。）および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
- ロ. 主契約の給付金の支払い以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
4. 前号および主契約の転換以外の次の事由によりこの特約が消滅する場合、次の事業年度内に、その消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその消滅日以後、消滅日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき。ただし、前号による割当てが行われる場合を除きます。
- イ. この特約による主契約の被保険者の通院給付金が通算して700日支払われたことによりこの特約が消滅する場合には、契約日および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
- ロ. 疾病医療特約(01)における主契約の被保険者の疾病入院給付金が通算して1000日支払われたことによりこの特約が消滅する場合には、契約日および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
- ハ. この特約の保険期間が満了することにより消滅するとき
- ニ. 前イ、ロおよびハ以外の事由によりこの特約が消滅する場合には、契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過して消滅するとき
5. 契約日から起算して2年および直前の主契約の3年ごと応当日から起算して1年を経過してこの特約の通院給付日額が減額される場合、次の事業年度内に、その減額日の直後の主契約の3年ごと応当日が到来するときまたはその減額日以後、減額日の直後の主契約の3年ごと応当日前に主契約が消滅するとき
- ② 前項により割り当てた社員配当金は、次により支払います。
1. 第1号、第4号および第5号により割り当てた社員配当金
主契約の社員配当金の支払いに準じて支払います。
 2. 第2号により割り当てた社員配当金
主契約の第1保険期間満了の際に支払います。
 3. 第3号イにより割り当てた社員配当金
主契約の給付金の支払いの際に支払います。
 4. 第3号ロにより割り当てた社員配当金
主契約の解約返戻金等の支払いの際に支払います。
10. この特約の保険期間中に主契約の第1保険期間が満了したときは、この特約は解約されたものとし、この場合、この特約の解約返戻金を主契約の積立金に充当します。ただし、この特約に保険期間が終身の特約への変更に関する特約が付加されているときは、この限りではありません。
- ② この特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に終身保障移行特約、年金支払移行特約、介護保障移行特約または夫婦年金支払移行特約のいずれかの特約が付加されたときは、次に定めるところにより支払います。
1. 主契約の全部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
この特約は消滅します。この場合、この特約の保険料積立金を主契約の積立金に充当します。
 2. 主契約の一部を終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行する場合
イ. 主契約のうち移行しない部分が効力を失ったときまたは消滅したときは、この特約も同時に効力を失いまたは消滅します。
ロ. この特約の社員配当金は、主契約のうち移行しない部分の社員配当金の取扱いに準じて、その移行しない部分の社員配当金に加えて支払います。
- ③ 保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されている最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険にこの特約が付加されたときは、第4条（被保険者の範囲）、第29条（中途付加の場合の特則）および本条の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。